

玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会設置要綱

（設置）

第1条 玉村町自治基本条例（仮称）の策定に係る必要な事項を研究するため、玉村町自治基本条例（仮称）草案策定研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 研究会は、玉村町自治基本条例（仮称）の草案を作成し、町長及び議長に提案するものとする。

（組織）

第3条 研究会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 区長経験者等
- (2) 町議会議員
- (3) 町職員

3 前項各号の委員には、女性を含めるものとする。

4 町議会議員は、議長が選任する。

5 町職員は、町長が選任し、研究会の事務に従事する時間の所属は、企画調整課付とする。

6 研究会には、委員のほかに、顧問を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱した日から当該所掌事項の調査提案が終了するまでの期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 研究会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、研究会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 研究会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

（意見の聴取）

第7条 研究会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、参考意見又

は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 研究会の庶務は、企画調整課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布のあった日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条の提案のあった日限り、その効力を失う。